

## 春日井市自治消防団等助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、自治消防団活動の推進を図るため、予算の範囲内で、自治消防団及び自治消防団連合団に対し助成金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「自治消防団」とは、春日井市消防団条例（昭和41年春日井市条例第33号）に規定する消防団以外の消防団をいう。

2 この要綱において「自治消防団連合団」とは、自治消防団の連合体をいう。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、自治消防団及び自治消防団連合団が行う次の事業とする。

- (1) 防火、防災巡回活動に関する事業
- (2) 防火、防災意識の啓発に関する事業
- (3) 災害対応訓練に関する事業
- (4) 自治消防団・連合団の運営に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金以外の補助金等の交付を受けている事業は、助成事業としない。

### (助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する事業に係る費用のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、修繕料、印刷製本費及び光熱水費をいう。）
- (2) 備品購入費
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 役務費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成の対象として適当と認めるもの。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に相当する額以内の額とし、当該助成事業に対する助成金の合計額が自治消防団にあっては年額 30,000 円、自治消防団連合団にあっては年額 35,000 円を限度とする。

(申請の期日等)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とし、自治消防団連合団長(自治消防団連合団が組織できない場合は自治消防団長。第9条において同じ。)が申請するものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により助成金交付申請書に添付すべき書類は、その地区の自治消防団員名簿とする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(助成金の交付方法)

第9条 助成金は、規則第4条第1項の規定による交付決定をした後、自治消防団連合団長の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき助成金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、助成事業実績報告書に事業報告書を添えて、助成事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い期日までとする。

(検査等)

第11条 市長は、自治消防団及び自治消防団連合団に対し、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において助成金の用途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市自治消防団等助成金交付要綱（平成6年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。